

請願文書表

令和 5 年 第 4 回
熊谷市議会定例会

目

次

請願第 2 号	国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願	
	1

請願第2号 令和5年8月31日受理

件名 国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願

請願者 埼玉県熊谷市広瀬412-4 埼玉土建熊谷支部内
熊谷地域労働組合連合会
議長 竹内 悟

紹介議員 大山 美智子、白根 佳典

要旨 別紙のとおり

付託委員会 総務文教常任委員会

【件 名】

国へ「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

政府は現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと健康保険証との一体化により「マイナ保険証」として運用するとしています。しかし、様々なトラブルが多発し、来秋どころか既に現時点で運用に関し懸念の声が上がっています。

厚生労働省は2023年5月、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」をめぐる、別人の情報を誤って本人の資格情報にひも付ける「誤登録」が2021年10月から2022年11月までの1年2か月の間に7,000件以上見つかったと発表しました。

全国保険医団体連合会が2023年6月21日の記者会見で公表した調査結果（回答数10,026件）によると、オンライン資格確認システムを運用する開業医8,437件のうち、トラブルを経験したのは5,493件（65.1%）に上りました。埼玉県保険医協会は5月25日に、一度立ち止まっただの説明や関連法の廃案を求め抗議要請書を国に提出するなど、医療関係団体をはじめ、各方面から現行の健康保険証の廃止をやめるよう声が上がっています。

オンライン資格確認導入の原則義務化、現行の健康保険証の廃止は、任意であるはずのマイナンバーカードの取得を事実上義務化させることになり、国民から選択の自由を奪い国民皆保険制度の主旨に反することになります。

国民皆保険制度は、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、日本国内で等しく医療が受けられるものであります。健康保険証を廃止すると、「マイナ保険証」を取得しない国民は、「資格確認書」の交付を受けなければ、公的医療が受けられなくなります。

また、現行は、健康保険証を提示するだけですが、「マイナ保険証」になれば、提示後、顔認証や暗証番号の確認が必要になります。

障がいのある方、寝たきりの方や認知症の方などの社会的弱者の方々にとっては、マイナンバーカードの取得や更新手続き、病院の受診などは非常に困難で問題は山積みです。

現行の健康保険証は原則交付とし、マイナンバーカードを健康保険証として使うかどうかは国民の任意とするべきです。

よって、健康保険証の廃止は行わず、現在の健康保険証が引き続き使用でき

ることを、国の責任においてこれまでどおり公的医療を受けられることを求めます。

【請願事項】

「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書」を国に提出すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。